

平成 25 年度第 1 回
三木市商店振興協議会
配付資料

目 次

参考資料 1	三木市商店振興協議会委員名簿	… 1
参考資料 2	三木市商店振興協議会条例	… 2
参考資料 3	三木市商店振興協議会運営規則	… 3
参考資料 4	三木市中小企業振興条例	… 5

三 木 市

三木市商店振興協議会 委員名簿

任期 平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日

	氏 名	役 職 名	備 考
1	蔵迫 登	三木商工会議所監事	
2	松井 秀樹	三木商工会議所議員	
3	山田 照明	三木商工会議所食づくりの会 会長	
4	平山 孝明	三木市商店街連合会会長	
5	大下 伸也	三木市商店街連合会	
6	岩谷 司	三木市商店街連合会	
7	河合 正司	三木市商店街連合会	
8	三村 広昭	吉川町商工会副会長	
9	津田賢一郎	公募委員	
10	青野 信良	公募委員	
	(幹事)		
1	河合 敏郎	三木商工会議所専務理事	
2	西原 和孝	吉川町商工会事務局長	
3	永尾 勝彦	三木市産業環境部長	

(事務局)

藤原 幸彦 三木市産業環境部商工課長

○三木市商店振興協議会条例

昭和 29 年 10 月 15 日

条例第 40 号

(設置)

第 1 条 三木市に三木市商店振興協議会(以下「協議会」という。)を設け事務所を三木市役所内に置く。

(目的)

第 2 条 協議会は三木市の商店振興方策について市長の諮問に応じ審議答申し、又は市長に対して建議するとともにこれの執行に協力し三木市の発展を図るを目的とする。

(組織)

第 3 条 協議会は若干名の委員を以って組織し市長がこれを委嘱する。
2 協議会は会長、副会長を置き委員がこれを互選する。

(役員の仕事)

第 4 条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

第 5 条 削除

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

(会議の招集)

第 7 条 協議会は会長がこれを招集し会長がその議長となる。

(過半数決議)

第 8 条 協議会の決議はすべて過半数で決め可否同数のときは議長がこれを定める。

(特別委員)

第 9 条 市長は協議会の企画、審議に必要があると認めるとき又は会長の要請があったときは臨時又は定時に特別の委員を置くことができる。

(職員)

第 10 条 協議会に幹事若干名を置き会長がこれを任命する。

2 幹事は会長の指揮に従い庶務に従事する。

(雑則)

第 11 条 この条例に規定するものの外協議会の運営に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 35 年 4 月 1 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 5 月 22 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○三木市商店振興協議会運営規則

昭和 29 年 12 月 1 日

規則第 10 号

(会議)

第 1 条 会議の日時は会長がこれを定める。

2 会議の開閉は議長がこれを行う。

(招集通知)

第 2 条 会長は緊急止むを得ない場合を除くほか、すべて 3 日以前に招集通知を発しなければならない。

(定足数)

第 3 条 協議会は原則として過半数の出席がなければ会議を開く事ができない。ただし、軽易の事件についてはこの限りでない。

2 前項ただし書の判定は会長がこれを行う。

(欠席通知)

第 4 条 委員が会議に欠席しようとするときはあらかじめ理由を付して会長に届け出なければならない。

(議案)

第 5 条 会長は議案を印刷してあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 委員が発案しようとする場合はその案を備え理由を付してあらかじめ会長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は会議の席上で発案することができる。

(委員の招集請求)

第 6 条 協議会の目的達成に必要なため委員より議案とその理由を付して開会の請求があったときは必要に応じて会長はこれを招集する。

(委員の辞職)

第 7 条 特別の場合を除くほか、委員が任期中に辞職しようとするときはあらかじめ会長に申し出てその承認を受けなければならない。

(決議)

第 8 条 協議会の決議は、すべて出席委員の過半数でこれを決める。

(要請の処理)

第9条 協議会が個人及び団体より商店振興対策に関する事件について陳情又は要請を受けた場合会長はこれを会議に付して処理しなければならない。

(出席の督促)

第10条 会長は定期的に委員の出席状態を調査し欠席の多い委員に対してはこれを督促しなければならない。

(費用弁償の承認)

第11条 委員が費用弁償を必要とする職務を行うときはあらかじめ会長に届け出て、会長は市長の承認を受けなければならないものとする。

(記録の作成)

第12条 会長は幹事に命じ協議会の議事記録を作製させなければならない。

(補則)

第13条 協議会条例及びこの規則に規定のない事項については会長がこれを決する。

附 則

本則を改正しようとするときは委員の過半数決議を必要とする。

附 則(平成20年3月31日規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域の発展に欠かせないものであることを踏まえ、本市における中小企業の振興に関する基本的事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化及び雇用の促進を図り、もって豊かで質の高い市民生活を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものであって市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経済団体等 商工会議所、商工会等の経済団体並びに中小企業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の独自の創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、本市の歴史、金物産業が集積するという産業構造の特性を活かすとともに、国、兵庫県その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り、その協力を得ながら、中小企業者、大企業者、経済団体等、市民及び市が一体となって施策を推進するものとする。

(施策)

第4条 市は、前条の基本方針に基づき、実施計画を定め、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業を促進するための施策

- (2) 新たな産業を創出するための施策
- (3) 技術力、経営力の高度化を促進するための施策
- (4) 市内経済の循環を促進するための施策
- (5) 社会経済情勢の変化への適応を円滑化するための施策
- (6) 情報収集及び発信を促進するための施策
- (7) 雇用の安定及び人材を育成するための施策

(市の責務)

第5条 市は、前条に規定する施策を社会経済情勢の変化に応じて計画的に実施するとともに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 施策の実施に要する庁内体制の整備及び財政上の措置に努めること。

(2) 国等との連携を強化するとともに、必要に応じて国等に対し国

等の施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、自らが地域社会の基盤を形成していることを認識し、地域における雇用の促進、雇用環境の整備及び人材の育成に努めるとともに、地域経済の活性化及び地域社会への貢献に努めるものとする。

(大企業者の努力)

第7条 大企業者は、中小企業と大企業が共に地域社会の発展のために重要な役割を果たしていることを認識するとともに、中小企業者及び経済団体等と連携し、地域経済の活性化及び地域社会への貢献に努めるものとする。

(経済団体等の努力)

第8条 経済団体等は、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫を支援するとともに、中小企業の振興のための施策を通じ、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業の振興が地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与していることを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第10条 中小企業の振興に関する施策について、市長の諮問に応じ審議答申し、又は市長に対して建議するため、三木市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。